

告 示

埼玉県告示第百十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年二月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス上里店

埼玉県児玉郡上里町大字神保原町字南稻塚千九百九十八番一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 開発協議で出された意見については遵守してください。
- (2) 駐輪対策について周辺住民からの連絡窓口についても周知を行い、苦情案件等が生じた際には対応できる体制を整備してください。

二 縦覧期間

令和四年二月十五日から令和四年三月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所